

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会7月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成30年7月17日(火)午後1時30分から2時50分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「302会議室」
- 3 出席委員(11人) 推進委員(5人)

会 長

11番 渡 部 功

会長職務代理者

8番 星 正 喜

委 員

1番 渡 部 友 之	2番 佐 藤 行 正
3番 佐 藤 輝 男	4番 星 竹 美
5番 星 希	6番 星 兵 吉
7番 星 隆 雄	9番 佐 藤 昭 一
10番 小 山 常 喜	

推 進 委 員 星 忠 邦 室 井 唯 男
室 井 勝 雄 星 健 夫
星 清 美

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 星 隆 雄 委員

8番 星 正 喜 委員

日程第2 議案第13号 農地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第14号 農地利用配分計画(案)について

日程第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第17号 農地の現況確認証明申請について

- 6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡部 浩市

- 議長 これより、会議を開きます。
本日の出席委員は、11名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、平成30年7月定例総会を、開会いたします。
- 議長 本総会には、5議案、11件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。
それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。
- 局長 (会務の報告)
- 議長 これで会務の報告を終わります。
日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。
議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、7番星 隆雄委員、8番星 正喜委員の両名を指名いたします。
両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。
- 議長 直ちに、議事に入ります。
日程第2、議案第13号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明を求めます。
- 局長 それでは、1ページをお開きください。
議案第13号 農用地利用集積計画の決定について。
平成30年7月2日付30産第430号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。
平成30年7月17日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功。
2ページから5ページにのせてございます。3ページをご覧ください。
貸し手が12人、借り手が4人でございます。借り手は、農地中間管理機構である公益財団法人 福島県農業振興公社外3名になります。
貸し手は、檜原地区の■■■■ 外 11名でございます。
利用権の設定面積は、賃貸借権設定で田が8筆で、9,404 m²、畑が、10筆で43,109 m²です。合計18筆で、52,513 m²になります。使用貸借権が、畑1筆で1,297 m²になります。
設定期間は、5年が、3筆、2,921 m²です。6年が、2筆、1,934 m²で、

10年以上が、14筆、48,950 m²で、合計19筆、53,810 m²になります。
次に4ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規が12件です。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が、「下郷町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」要件に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、議席番号6番「星 兵吉」委員には、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から、終了まで一時退席をお願いいたします。

議長 暫時休議します。

(暫時休議)

議長 再開します。
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。

本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第13号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第13号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。

議席番号6番の「星 兵吉」委員の入室を許可いたします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。
日程第3、議案第14号農用地利用配分計画(案)について、を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明を求めます！

局長 続いて、6ページをお開きください。
議案第14号 農用地利用配分計画(案)について
平成30年7月2日付30産第431号で、下郷町長 星 學より、農用地利用配分計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により下記のとおり意見を述べるものとする。
記としまして、意見の内容、農用地利用配分計画(案)のとおり相当と認める。
平成30年7月17日提出 下郷町農業委員会会長 渡 部 功。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構は、市町村に対し、農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるとあり、同条第3項に、利用配分計画案の作成を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会意見を聴くものとするとしており、本議案により、農業委員会の意見を求めるものでございます。
7ページをご覧ください。
農地中間管理機構による借受け希望者は、あらかじめ、エントリーシートを提出してもらい、農地中間管理機構において、インターネット等で公表されます。
農用地利用配分計画は、「福島県農業振興公社 農地中間管理事業の実施に関する規程」第13条で、公社は基本原則に基づき、農用地等の貸付先を決定するものとする。この規程に基づき、貸付者が決定されることとなります。
本議案整理番号1番については、出し手2名、3筆で 田、4,544㎡を ■■■■■さんに11年の賃貸借を設定するものであります。
整理番号2番については、出し手3名の共有地で、3筆 田、2,921㎡、■■■■■さんに5年の賃貸借を設定するものであります。
整理番号3番については、出し手5名、7筆で、畑、30,974㎡を、■■■■■さんに11年の賃借権を設定するものであります。
整理番号4番については、出し手1名、1筆で、畑、9,668㎡を、■■■■■に11年の賃借権を設定するものであります。
本議案番号1番から4番まで、いずれも「福島県農業振興公社 農地中間管理事業の実施に関する規程」第13条の要件に適合していると考えられます。
以上で説明を終わります。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに議席番号5番「星 希」委員におられましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により整理番号2番の審議開始から、終了まで一時退席お願いいたします。

議 長 暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 再開します。
議案第14号農地利用配分計画(案)について、整理番号2番についての質疑に入らせていただきます。
整理番号2番についてご質疑ある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第14号農用地利用配分計画(案)の決定についての整理番号2番を採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第14号農用地利用配分計画(案)の決定についての、整理番号2番は、原案を適当と決定されました。
議席番号5番の「星 希」委員の入室を許可いたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 再開します。続きまして、議案第14号農用地利用配分計画(案)の決定について、整理番号3は、議席番号6番「星 兵吉」委員の関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により、整理番号3番の審議開始から、終了まで一時退席をお願いいたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。
議案第14号農用地利用配分計画(案)について質疑に入らせていただきます。
整理番号3番についてご質疑ある方は、挙手をお願いいたします。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第14号農用地利用配分計画(案)についての、整理番号3番を採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第14号農用地利用配分計画(案)の決定についての整理番号3番は、原案を適当と決定されました。
議席番号6番の「星 兵吉」委員の入室を許可いたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。
議案第14号農用地利用配分計画(案)についての整理番号1番、4番について質疑に入らせていただきます。
整理番号1番、4番についてご質疑ある方は、挙手をお願いいたします。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第14号農用地利用配分計画(案)についての、整理番号1、4番を採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたし

ます。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第14号農用地利用配分計画(案)の決定についての、整理番号1、4番は原案を適当と決定されました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、を課題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局 長 8ページをお開きください。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記の通り提出がありましたので、これを許可するものとする。

平成30年7月17日提出 下郷町農業委員会会長 渡 部 功。

9ページをお開きください。

譲渡人は■■■■さんであり、譲渡人は■■■■さんです。

売買による所有権の移転であります。

申請事由は、譲渡人は相続により申請共有地の持ち分を取得したが、地元の遠縁にあたる譲受人に売買するための申請であります。

10ページ、11ページをお開きください。

申請地は、県道高陸田島線の水門ご番所から白岩に向かう途中の「境の窪」というところに2筆、沢入集落の川向になります「入江端」に1筆になります。

今回、譲受人■■■■さんは、取得後ソバを作付するとのこと、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題なく、農地法第3条第2項各号で規定する許可要件のすべてを満たしております。

7月10日に、私と9番「佐藤 昭一」委員と推進委員の「室井 唯男」委員と譲受人の■■■■さんの立会いの下、調査して参りました。譲渡人の■■■■さんは、レジデンスふじの郷に入所しておりまして、現地立会いは来られませんでした。

また、■■■■さんは水門の区長をしており、もともと水門の人で守ってきた水門の共有地に他の集落の人が入っていることは、水門として色々事業をやることに支障をきたすので、現在水門にいる人にしてほしいという集落の意見を受けて、まず自分の身内の分から名義を直している、とのことでした。

以上でございます。

議 長 続きまして、担当推進委員により調査結果の説明を求めます。

賃貸人は、小出の■■■■■さんです。

申請地は、小沼崎字居平甲872番1、田 99.03㎡で、携帯電話基地局の敷地です。賃借権を設定するものです。

15ページをご覧ください。当該申請地はこちらから若松方面に行くと小出集落に入る信号機の先の下郷トンネルの入り口の手前の右側になります。

申請事由は、国道118号線下郷トンネル携帯電話不感対策としてトンネル内での携帯電話が使えるようにするため、基地局を設置するものであります。

この案件は、平成26年にすでに設置されておりまして、追認する案件になります。

平成26年当時、設置工事を始める際、町・県へ計画書を提出して、転用申請案件を確認協議した際に、認定電気通信事業者が行う無線基地局建設の敷地の事業は転用の許可が要りませんので、この整備協会が認定電気通信事業者でないにもかかわらず認定電気通信事業者とみなし、工事が行われまして、その後、この整備協会が他で工事をした際に、転用許可の対象業者であることが判明し、今回の提出になっております。

13ページをご覧ください。整理番号2番について説明いたします。

本案件は、譲受人が■■■■■さんで、譲渡人が■■■■■さんです。

申請地は、高隋字居平甲492番 田、面積が、122㎡、一般住宅及び駐車場の敷地です。売買による所有権の移転です。

18ページをご覧ください。

当該申請地はこちらから枝松地区に向かっていくと、芦の原集落の終わりの右側になります。19ページの土地利用図の面積は250㎡となっております。

これは、隣の土地は平成6年5月に、農地法第5条の許可をうけ、譲受人の祖父が、隣の農地 高隋字居平甲492番を贈与で取得して農業用倉庫を建てており、今回、それを壊して、申請地と合わせて250㎡となります。

申請事由は、現在4世代（7人家族）で同居しているが、住宅が手狭になっているため、■■■■■さんが新たに住宅を建ててのものです。

13ページをご覧ください。整理番号3番について説明いたします。

本案件は、農地法第5条の申請で譲受人が■■■■■さんで、譲渡人が■■■■■さんです。

申請地は、落合字家ノ浦17番2、地目が田で、現況は畑です。面積が、397㎡、一般住宅、駐車場及び通路の敷地です。

贈与による所有権の移転で、申請事由は、現在、両親の家に同居しているが、手狭になっているため、自己家族のための住宅を建設するための申請であります。

21ページをご覧ください。

当該申請地は、落合集落内の県道高隋田島線と裏通りの町道下ノ原1号を結ぶ町道落合築地線沿いに位置しております。

14ページをご覧ください。整理番号4番について説明いたします。

賃借人は、

賃貸人は、田代地区のさん外6名と会津若松市門田町のさんの計8名になります。

申請地は、高陸字下居平3番 から 34番2、田、14筆、4.219㎡を、作業用敷地として一時転用で、賃借権設定をするものであります。

申請事由は、会津縦貫道路小沼崎バイパスに位置する、(仮称)田代トンネルの掘削工事を行うため、仮設備、資材置き場等の作業ヤードとして使用するため一時転用するものであります。

22ページが案内図、23ページが位置図になります。点線で囲みしましたところが、作業エリアになり、買収されました面積を含み、合計8.124㎡になります。

24ページが、土地利用図になります。

以上で説明を終わります。

議長

この議案の中に、出席委員に関する案件がありますので、議席番号6番「星兵吉」委員には、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から、終了まで一時退席をお願いいたします。

暫時休議します。

(暫時休議)

議長

再開いたします。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号3番を議題といたします。

担当地区委員より調査結果の説明を求めます。落合担当推進委員の「星忠邦」委員をお願いいたします。

星忠邦
担当委員

申請地は、周辺農地の営農条件に及ぼす影響はなく、事務局の説明とおりですので、よろしくご審議をお願いします。

議長

これで調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局長

県知事に送付する流れに沿って説明したいと思います。

整理番号3番について説明いたします。

まず、駅から300mの範囲内で第3種農地と判断します。原則許可案件と考えられます。

許可要件を順次検討しますと、まず資力及び信用ですが、申請者は必要な資金については、借入金で大部分を完成させるとのことですが、返済可能額であり、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、また、申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可の届け出の必要もありません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障は、十分な距離を保って建てるということですので、支障を及ぼす恐れはないと考えます。

議 長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について整理番号3番について質問、意見等ございませんか。
発言のある方は、挙手を願います。

(異議なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本案を、原案の通り決定することに賛成の方は、挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号3は、原案の通り許可といたします。
議席番号6番の「星 兵吉」委員の入室を許可いたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 再開します。
議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1、2、4番を議題といたします。

担当地区委員により調査結果の説明を求めます。整理番号1番については、小出地区担当推進委員「星 清美」委員、整理番号2、4番につきましては、芦の原担当推進委員の「星 健夫」委員にそれぞれお願いします。

星 清美 事務局の説明どおりであります。すでに携帯電話の無線基地が出来ております。よろしくご審議をお願いいたします。

星 健夫 整理番号2番については、7月10日に、私と農業委員の小山常喜さん、事務局とで、雄大さんの親夫妻と譲渡人である渡部嘉内さんの立会いのもと現地調査をしたところ、事務局の説明どおりでございます。

整理番号4番につきましては、同日、同じく私と農業委員の小山常喜さん、事務局で、譲受人、三井住友株式会社、現場所長外2名の立会いのもと現地調査、聞き取りをしたところ、事務局の説明どおり相違ございませんでしたので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 これで調査結果の説明を終わります。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局 長 整理番号1番については、県も認めている追認ですので、省略させていた

だきます。

整理番号2について説明したいと思います。

まず、農地の区分と転用目的につきましても、農振農用地の区域外にある農地であり、集落内に位置し、住宅街でありますので、第3種農地と判断し、原則許可案件と考えられます。

許可要件を順次検討しますと、まず資力及び信用ですが、申請者は必要な資金については、借入金で大部分を完成させるとのことですが、返済可能額であり、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、また、申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可の届け出の必要もありません。

周辺の農地への支障を及ぼす恐れもありません。

整理番号4について説明いたします。

まず、農地の区分と農地転用について、道路用地の買収につきましても、農地法の許可は必要ありませんが、先ほどの説明の農振農用地の区域内にある農地でございますが、一時転用の場合、例外的に許可することができるとされており、農地法施行令第4条第1項第1号にありまして、砂利採取もこの例外に該当します。

農地法施行令第4条第1項第1号で、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであること。かつ、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼすことがない。

「仮設工作物の設置とその他の一時的な利用」とは、一時的に、資材置場、土砂置場、駐車場、飯場、道路など農地への原状回復が容易にできる施設に供するため農地を利用することであり、「一時的な利用」の期間は、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼすことがないためにも、一時転用の期間は3年以内に限定されています。この案件は15ヶ月間でございます。

「当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められる」とは、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であって、他の土地での代替可能性がないということであり、かつ、利用の目的が、当該農地を農地として利用することと比較して優先すべきものと認められる場合をいうことであり、よって、許可できるものと考えております。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については、全額、自己資金で完成させるとのことで、十分な残高証明も添付されております。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分の必要はありません。

農地以外の土地の利用見込みについて、買収されないで残っている町の道路、水路については、完成後、付け替えや機能交換等の協議はされているかとは思われますが、現在、建設課に県から使用承諾書を提出することになっております。

周辺の農地に係る営農条件の被害の防除対策については、土砂の流出等の災害を防止するための措置として、トンネル掘削時に発生するずりの仮置き場には、外周に土砂止め柵を設置するということでもあります。

農業用 用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置として、

トンネル掘削時に発生する湧水については、濁水（だくすい）処理設備にて処理し、トンネル坑内作業時に再利用する。余剰水が発生した場合は、排水路の機能に影響を及ぼさないことを確認しながら排水路の流末のところに排水する。

バッチャープラントに使用する水については、排水路の流末のからポンプで吸い上げて、使用する。

仮設トイレを設置し、汚水は発生しない。そのほか、必要な水については、散水車を利用するとのことでした。

周辺の農地に係る営農条件の被害防除対策としては、隣接する農地とは保安距離1.5mを確保し、必要に応じ土砂止め柵の設置することにより土砂の流出や排水の流入を防止するとされています。また、日照、通風についても、建築物を設置する際は、それぞれ1m以上離し、影響しないようにするとのことでありました。

さらに、国道と接する出入り口部分は幕を張り、他の周囲には粉じん対策としてメッシュシートを張るとのことです。

復元計画も提出しており、工事完了後は原状復旧にも問題はないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について整理番号1、2、4番について、質問、意見等ございませんか。
発言のある方は挙手を願います。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本案を、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1、2、4番については、原案の通り許可と決定いたします。
整理番号1、2番については、意見を付して県知事に推達するし、整理番号4番については、県農業会議へ意見書を求め、意見を付して県知事に推達するものと可決されました。

議 長 続きまして、日程第6、議案第17号農地の現況確認証明申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局 長 25ページをご覧ください。
議案第17号 農地の現況確認証明申請について
下記農地について、現況が非農地であるため、農地法の適用を受けない土

地である旨の申請が、その土地の所有者等によりありましたので、非農地であることを証明するものとする。

平成30年7月10日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功。
26ページをご覧ください。

申請人は、[]の[]さんです。

申請地は、[]で、地目は田、現況は宅地、面積は195㎡となっております。

27ページは位置図です。白岩集落の中央部に位置します。

7月10日に私と小山常喜委員と白岩地区担当の室井勝男推進委員と、土地所有者の[]さんと代理人の姉の[]さん、隣接地の[]さんの立会いの下、事情聴取と現地調査をした結果、申請事由の通り、昭和20年頃から宅地として利用され、現在も宅地として利用されているものです。今後とも農地への復元は見込まれないとの判断をした事案でございます。

以上です。

議長 続きます。地区担当推進委員より調査結果の説明を求めます。
白岩地区推進委員「室井 勝男」委員にお願いいたします。

室井勝雄
担当委員 7月10日に、農業委員の小山常喜氏と事務局とで、申請人の湯[]氏の姉の[]と隣の湯[]の立会いのもと、現地調査、聞き取りしたところ事務局の説明どおりありましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの事務局説明、地区委員の現地調査報告の内容について、質問、意見等ございませんか。発言のある方は挙手願います。

4番委員 宅地として使用していると言われましたけれども、現状は、住宅が建っているのか。

局長 家が建っています。

議長 ほかに、質問、意見等ございませんか。発言のある方は挙手願います。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第17号 農地の現況確認証明申請について採決をいたします。
お諮りします。
本案を、原案の通り証明することに賛成の方は挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので議案第17号農地の現況確認証明申請について、非農地であることを証明することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後 2 時 5 0 分終了)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員